

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月17日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 三 浦 隆

令和元年度定期監査（出先機関）結果報告書

1 監査の対象

市の出先機関のうち次の施設を対象として、平成 30 年度における財務に関する事務、及び備品や施設等の維持管理状況について監査を行った。

- (1) 小学校 4 校（猪川、立根、越喜来、吉浜）
- (2) 中学校 2 校（越喜来、吉浜）

2 監査の実施期間

令和元年 5 月 15 日から同年 7 月 10 日まで

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び備品や施設の維持管理状況について、対象施設から事前に提出された資料の内容を、監査基準に照らし合わせて事前監査した。

また、実地監査において、関係帳簿及び証拠書類等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに、関係職員から事情聴取した。

監査にあたっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また備品や施設等が適正に維持管理されているかを主眼に監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び備品、施設等の維持管理については、関係法令及び条例・規則等に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。